公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８６９号
埼玉県上尾市東町３丁目1978番地１　ヴィアシテラ上尾水上公園Ⅰ―307
債務者　加藤　徹男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５２号
さいたま市緑区大字三室2198番地　ハイツ西形201
債務者　早坂　美香（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８１号
埼玉県川口市西川口５丁目１番21号
債務者　片山　榮子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１０５号
埼玉県戸田市喜沢２丁目41番地の７　秋元コーポＡ棟201号室
債務者　長澤　裕治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿249番地１　メリディオ・ビュー102
債務者　清水　友美（旧姓郷呂）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５２号
埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地２　埼玉県立精神保健福祉センター　けやき荘内、住民票上の住所埼玉県川越市南大塚１丁目18番地29　メイツ川越南大塚302号室
債務者　益子　芳則
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1625番地水玉ビル２Ｆ
債務者　西尾　博義
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
埼玉県上尾市井戸木２丁目15番地６　ジュネスドミール203
債務者　新城　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８２２号
埼玉県上尾市向山２丁目18番地24
債務者　落合　京子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
埼玉県上尾市緑丘４丁目４番２―302号
債務者　大貫　　靖
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
埼玉県朝霞市仲町２丁目３番３号　クレストアサカ201、旧住所埼玉県和光市新倉１丁目２番51号　エントピア３―1010
債務者　及川　久司
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７８号
埼玉県加須市上樋遣川7075番地１田代方
債務者　田代　綾乃
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層４―1115
債務者　安部　絢也
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９５号
さいたま市南区大字大谷口2698番地１　コーポラス中田Ⅱ203
債務者　中村　勇太
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００１号
埼玉県戸田市中町２丁目18番29―201号
債務者　湯本　米子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８８号
埼玉県上尾市藤波２丁目113番地細田憲次方、旧住所埼玉県上尾市大字地頭方568番地５
債務者　細田　秀人
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係